

江戸川区立南小岩第二小学校

P T A 規 約

平成 18 年 4 月 1 日 第 1 版

平成 20 年 4 月 1 日 第 2 版

平成 21 年 4 月 1 日 第 3 版

平成 23 年 4 月 1 日 第 4 版

平成 24 年 4 月 1 日 第 5 版

平成 25 年 4 月 1 日 第 6 版

平成 28 年 4 月 1 日 第 7 版

平成 31 年 4 月 1 日 第 8 版

令和 2 年 4 月 1 日 第 9 版

第1条 この会は南小岩第二小学校PTAといい、事務所を同校舎内におきます。

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、児童の幸福な成長をはかることを目的とします。

## 第2章 活動

第3条 この会は第2条の目的をはたすために次の活動を行います。

1. 会員相互の教養および健康の向上をはかり、よい保護者、よい教職員となるよう努めます。
2. 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活を指導し、環境をよくすることに努めます。
3. 学校教育の充実に協力します。
4. 行事によっては、特別委員会を設ける場合もあります。

## 第3章 会員

第4条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者と教職員とします。

## 第4章 役員・会計監査委員・専門委員

第5条 この会に次の役員・会計監査委員・専門委員をおきます。

1. 役員 会長 1名 (P)  
副会長 若干名 (P・副校長)  
書記 若干名 (P・T 1名)  
会計 若干名 (P・T 1名)
2. 会計監査委員 若干名 (P 2名以上)
3. 専門委員  
(イ) 学年委員 3～4名  
(ロ) 専門委員 4名 (広報委員・成人委員・環境委員・校外委員)
4. 任期は役員は2年、会計監査委員は3年、専門委員は1年とします。
5. 6学年のみ 卒対委員 10名程度  
(有志で構成する委員の為、委員の免除無し)

## 第5章 選出の方法

第6条 役員・会計監査委員の選出は次のとおりです。

1. 第8条の選考方法に従って推薦された候補者の中から、3月総会で会員の承認により選出されます。
2. 年度の途中に、役員・会計監査委員の人数が不足となった場合には、運営委員会により推薦された候補者の中から、総会(定期・臨時)または書面により会員の承認を得て選出されます。  
この場合も第8条に則り、承認要求の5日前までに全会員に告知します。

2. 学年委員会は、学年ごとに学年委員長1名、同副委員長1～2名を互選します。
3. 全学年を併せて全学年委員会を構成し、高学年（4・5・6年生）の委員長の内1名を委員長、低学年（1・2・3年生）の委員長の内1名を副委員長とします。
4. 専門委員会は、専門委員会ごとに専門委員長（P1名）、同副委員長（P2名・T1名）を互選します。

## 第6章 選考委員会

第8条 次年度の役員・会計監査委員の選出にあたって、選考委員会を設置します。

1. 新学期開始に合わせ、全学級の中から6名（各学年1名）、教職員から2名、本部役員または運営委員から若干名の選考委員を選出し、選考委員会として委員長1名、副委員長1名をおきます。
2. 選考の方法
  - (イ) 必要に応じ、会員に役員および会計監査委員候補者若干名の推薦を依頼することができます。
  - (ロ) 推薦された候補者および会員の中から、公平な立場で役員と会計監査委員を選考します。
  - (ハ) 選考にあたり、現会長および会長候補者の意見を聞くことができます。
  - (ニ) 役員および会計監査委員候補を3月総会の5日前までに全会員に告知して、3月総会で会員の承認を受けます。
3. 3月総会終了と同時に解散します。

## 第7章 任 務

第9条 役員、会計監査委員、委員の任務は次のとおりです。

1. 役 員
  - (イ) 会長はこの会を代表して職務を行います。
  - (ロ) 副会長は会長の補佐をし、会長に事故ある時または不在の時その職務を代行します。
  - (ハ) 書記は通信・連絡・記録などの事務をします。
  - (ニ) 会計はこの会一切の会計事務をします。
  - (ホ) 各役員は退任後1年に限り新役員の相談役として活動することができます。
  - (ヘ) 役員（副会長）は、各委員会の相談役として担当をします。
  - (ト) 会長は退任後、特別相談役として活動することができます。
2. 会計監査委員
  - (イ) 会計監査委員は前期と後期2回に分けて会計を監査し、次年度5月総会に報告します。
3. 学年委員
  - (イ) 学年委員は学年に関する会務を処理します。
4. 専門委員
  - (イ) 広報委員はPTAに関する広報活動をします。
  - (ロ) 成人委員は会員の教養を高め、会員相互の親睦をはかります。

翌年度より実施することとします。

## 第8章 総会、各種委員会

### 第10条 総会

1. 総会は全会員より構成され、委任状を含め会員の2分の1以上で成立します。議決は出席者の過半数で決定します。
2. 定期総会は原則として5月と翌年3月に開かれ、会務の全般について報告・承認・審議・議決します。
3. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の過半数の要求があった時に開かれます。

### 第11条 運営委員会

1. 運営委員会は役員・校長・副校長・学年委員長・同副委員長・専門委員長および同副委員長で構成されます。2分の1以上で成立し、議案を審議決定します。

### 第12条 全体委員会

1. 全体委員会は運営委員および学級委員で構成されます。

### 第13条 その他の各種委員会は、必要に応じ運営委員会の承認を得て設置され、その任務の終わった時に解散します。

### 第14条 顧問会

1. 顧問会は歴代会長で構成され、本会の相談役としておくことができます。
2. 主に本会顧問を二代前会長までとします。

## 第9章 会計

### 第15条 この会の会計は、会費・寄付金・その他の収入によって支弁されます。

### 第16条 会費

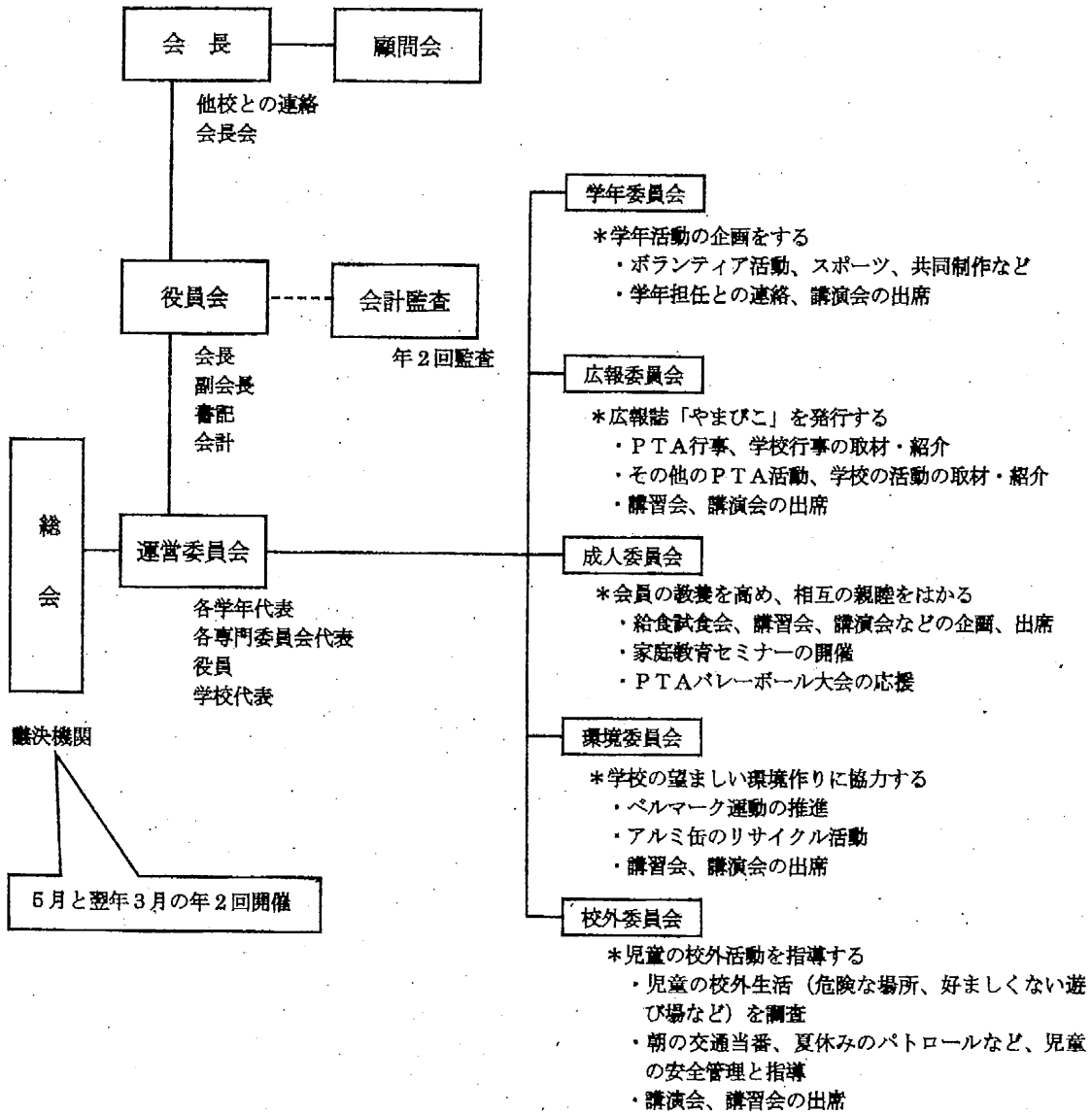
1. この会の年会費は、一家庭月額300円（年間3,600円）とします。
2. 年度途中で入退会する会員の会費については在籍した月を基準に清算とします。尚、この項目には一時的な転出入も含まれます。

### 第17条 この会の会計年度は4月1日より翌年3月末日までです。

## 第10章 改正

### 第18条 この会則は総会の決議を経なければ変更することができません。改正案は総会の開かれる5日前までに全会員に知らせておかなければなりません。

### 第19条 この会則は平成31年3月9日一部改正により、平成31年4月1日より施行します。



**選考委員会**

\* 役員ならびに会計監査委員の選出

**卒業対策委員会**

\* 謝恩会の準備および進行

**サークル活動**

\* PTAバレーボール

平成18年度の規約を一部改正し、第2版として発行する。

改正内容は下記とする。

- ・第16条 第1項 “一家庭3,600円(1ヶ月300円)”を“一家庭月額300円(年間3,600円)”に変更  
第2項を追加
- ・慶弔内規 見舞金額を“5,000円”から“3,000円”に変更
- ・“PTAの組織図と活動”成人委員会の「PTAバレーボールへの協力」を削除

第3版 平成21年4月1日

平成20年度の規約を一部改正し、第3版として発行する。

改正内容は下記とする。

- ・第5条 書記および会計の人数を“3~4名”から“若干名”に変更。

第4版 平成23年4月1日

平成21年度の規約を一部改正し、第4版として発行する。

改正内容は下記とする。

- ・第7条 第3項 “高学年(5・6年生)の内1名”を“高学年(4・5・6年生)の内1名”に変更。  
“中学年(3・4年生)の内1名および低学年(1・2年生)の内1名”を“低学年(1・2・3年生)の内1名”に変更。
- ・第8条 第1項 “12月中旬までに”を“新学期開始に合わせ”に変更。  
“運営委員会から2名”を“本部役員または運営委員会から若干名”に変更。
- ・第10条 第1項 “会員の10分の1以上”を“委任状を含め会員の2分の1以上”に変更。  
“過半数”を“出席者の過半数”に変更。
- ・第12条 第1項 全体委員会の成立および審議についての記述を削除する。
- ・慶弔内規 弔慰金 教職員の家族 “親・子・配偶者”を“配偶者、子”に変更。  
見舞金 “児童の病気療養1ヶ月以上、もしくは入院5日間以上”を“児童の病気療養(けがも含む)15日以上”に変更。  
“教職員の病気療養1ヶ月以上、もしくは入院5日間以上”を“教職員の病気療養(けがも含む)15日以上”に変更。
- ・PTAの組織図と活動 成人委員会に“PTAバレーボール大会の応援”を追加。

第5版 平成24年4月1日

平成23年度の規約に一部追加し、第5版として発行する。

- ・第14条 顧問会 “主に本会顧問を二代前会長までとします”を追加。

第6版 平成25年4月1日

平成24年度の規約に一部追加し、第6版として発行する。

- ・第16条 2. 会計 “尚、この項目には一時的な転出入も含まれます。”を追加。

第7版 平成31年4月1日

平成28年度の規約を一部改正し、第8版として発行する。

- ・ 第5条 第4項を追加。
- ・ 第9条 (ホ)を追加。
- ・ 第9条 (ヘ)を追加。
- ・ 第9条 第5項を追加。
- ・ 第9条 (ト)を追加。
- ・ 第14条 2を変更。
- ・ 第5条 第5項を追加。
- ・ 第9条 (ト)を削除。

## 付 則

会員相互および学校職員における慶弔・見舞い等については、別に定める慶弔内規によることとします。

### 慶 弔 内 規

#### 弔慰金

- |             |         |
|-------------|---------|
| 1. 会員死亡     | 10,000円 |
| 2. 児童死亡     | 10,000円 |
| 3. 教職員死亡    | 10,000円 |
| 4. 教職員家族の死亡 | 5,000円  |

但し、教職員の家族とは、配偶者、子とします。

#### 見舞金

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| 1. 児童の病気療養(けがも含む)15日以上  | 3,000円 |
| 2. 教職員の病気療養(けがも含む)15日以上 | 3,000円 |

但し、同病においては、年1回とします。

#### 御祝金

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1. 教職員の結婚 | 10,000円 |
| 2. 教職員の出産 | 5,000円  |

#### 備 考

1. 教職員の転勤・退職記念品  
その都度、役員会において協議決定します。
2. 火災・水害・その他については、役員会において対処することとします。
3. この規定の改正は、運営委員会の決議によることとします。